

第1問

設問1 令和元年9月4日午後2時30分までに勾留の請求を求められている(刑事訴訟法(以下略)203条1項, 205条1項, 同条2項)。

設問2

1 結論 Aに罪証隠滅の疑うに足りる相当な理由が認められる(207条1項, 60条1項2号)。

2 理由

罪証隠滅の疑い認められるのは ①罪証隠滅の対象 ②態様 ③客観的可能性 ④主観的可能性から判断する。

①としてはAが本件被疑事実の発生に容疑に事案、Aが本件店舗に令和元年8月20日午後4時15分頃にいたという事実があり得る

②としては、本件の被害品である上記財布や氏名欄に「A」などの記載が、Aの指紋と一致する指紋のある上記伝票を毀棄隠匿する

ことが考えられるが、これは既に押収済であり客観的可能性は低い(②)。一方、③として、Aがと犯行日時一緒

にいたAの主張の知人やAが既に財布を代わりに売ろう依頼したと述べるAの知人に対し、口裏合わせや有利な証言の依頼

をすることが、その客観的可能性である。特に、Bは本件店舗の店長であり、Aが本件店舗に訪れたこととあるとすれば

被害者であるBを威迫すること証言を変えていくことが考えられるが、既にBの供述調書が作成されているとのため、実質的に

低い(③、④)。したがって、Aは上記の事実を承認していることから、罪証隠滅の主観的可能性が認められる(④)。

以上の1の結論とする。(4項)

設問3 令和元年9月10日(208条, 55条)。

設問4 勾留状発付に対する準抗告(49条1項2号)。勾留取消請求(207条1項, 87条1項)。勾留の執行停止の職権発令を

促す(95条)。これらの手続を怠ることが考えられるが、勾留直後の時点であるため、Aに明後日手続の予定があるため、勾留状発付は

当初から勾留の必要性を欠いていて準抗告の期が最も適切である。

設問5 Aは前に「長期十年を越す懲役の重なる罪」とある(刑罰法(以下略)204条)かつ「存続の宣告を受けている」とある

ため、89条2号の要件に該当し、必要の保釈が認められる(17条1項)。したがって、弁護人は89条1号の保釈を求めた。

設問6 証拠調べ請求(298条1項)に対しては「証明が重要である証拠に必要の証拠を提出して、これを拒否するものがない(刑事

訴訟法規則(以下略)規則)と規定(89条の2)。検察官面前調査等検察官面前調査刑位開例以外の要件(321条1項2号, 3号)が

緩いものであるが、同じ立証趣旨内容が同一であるが、規則(89条の2)に規定「必要の証拠」として前者のみ証拠調べを

要求する。Bの検察官面前調査とBの検察官面前調査と同旨であったため、検察官日規則(89条の2)に規定、後者のみ証拠

調べ請求してよい。

設問7 ①不同意 ②証人尋問 ③異議なし ④再生 ⑤朗読 ⑥展示

設問8

1 結論 許さぬ。

2 意味合い

被告人がBに語り掛けている間は店長であるBが被告人に語り掛けるために商品等や他の客の様子に対するBの注意が

低下する。そこで、その間に知人が窃取行為を行った場合、被告人とその者が知人関係にあり、更に本件店舗に赴いた

こと、知人が上記の被告人の行動を利用して窃取に及ぶとの事前の共意思連絡に基づく共謀があったことが推定

される。

3 意味合い

被告人がBに語り掛けたことと無関係として知人が単独で窃取に及んだという反弁は説

明にない。知人と共に店に向かい、被告人に語り掛けた間に一方が窃取に及ぶことについては、被告人の

事前の窃取の意思連絡があった可能性が高いとはいえない。したがって、事案は正しい。

第2問

設問1 本件公訴事実の叙及あり、裁判員裁判が対象事件である(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下略)2条1項1号, 2号)から、

公判前整理手続に付するものではない(同法44条)とされているため。

設問2 設けた理由に基づく発言の符号は、イウエオである。

1 イは「証拠調べ請求に先んじて」が認められる。証拠の一覧表(以下略)は316条の14号1項の開示(証拠調べ請求(316条

13号2項)のあとに行われる(以下略)の後に述べられているからである(316条の14号2項)。

2 ウは「証明が重要である」と規定している事案と法廷上の主張があること(316条の17号1項前段)とあるから、予定主張の開示が

被告人側に予定主張の開示義務付けられているという点が誤りである。

手続、主張関連証拠開示請求は予定主張を明らかなとして行われる(316条の20第1項前段)から、Vは「予定主張を明らかなとして行われる」との部分を誤りである。

3. Tは、争点争点ではなく証拠開示の裁定(316条の26)と取交せざるべき誤っている。

4. Tは、裁判所が証拠の提示命令を発せざるべきである(316条の27第1項前段)から、「採否決定に当たって証拠の提示を在りしとすべきではない」との部分が誤っている。

設問3

- 1. ①の捜査官は対称供述の同意のうえ未開示の半年で、②の警察官は対称供述の同意
- 2. ①は316条の15第1項5号イに該当、②は同項6号、③は同項6号の類型に該当する。すなわち、①②はVの証言の供述の変遷の有無を明らかに、証明力を判断するために重要であり、Vは被害者であるからその供述の信用性を判断する必要が認められる。また、③は他の直接にVと接触したRの供述がVの他の供述と矛盾していないから判断し、その証明力を判断するために重要である。

設問4

証拠⑤について不同意として主張し、被告人質問(311条2項)において直接供述し、その後証拠⑤の採用に同意するとの意見を述べるべきである。

設問5

本件争点はAとVに対する殺意の有無にあり、Tが本件にRと対峙してTに殺意の有無に影響しないと考えられる。したがって、裁判所は立証責任と本件争点との関連性について捜査官及び被告人に本件争点(規則208条1項)に基づき、関連性がないと判断した場合は証拠開示請求を却下すべきである(規則190条1項)。

設問6

被告人からVの姿が見えぬよう証人Aと被告人間の遮断措置(157条の5第1項)をとりこせざる。また、被告人とVが同じ部屋に居たことにより、必ずしもVが証人Aを併用せざるべきである(157条の6第1項3号)。

設問7

請求争点。規則199条の3第3項に基き、

設問8

「証人の供述を明確にする必要がある」として、裁判長の許可を受け、Vに「図面」に於ける現場見取図の写しを証拠として利用して争点争点(規則199条の12第1項)を争うべきである。

設問9

- 1. ①を重視すべきである。
- 2. 刑法の行刑責任の原則から、身体被害部を被教回刺すという悪性の高い行為態様を重視して量刑を判断すべきであり、被告人の態度は調整として補足的に考慮に入ることが妥当である。その方が国民の法感情にも合致する。以上